新見市立大佐中学校　いじめ問題対策基本方針

令和3年4月

いじめに関する現状と課題

・昨年度の認知件数は0件であった。
・1つの小学校区で、各学年とも20人前後であるため、学年の上下関係も厳しくなく生徒の仲は良好である。
・昨年度の学校生活アンケートに、相手の気持ちを十分に考えていない言動がある、と答えている生徒がいた。一人ひとりが落ち着いて生活でき、自己有用感を高めていける環境づくりを継続する必要がある。
・スマートフォン等を利用する生徒が増加傾向にあるので、正しいネットの使い方を生徒会で提案したり、学習をする場を設定したりする必要がある。また、家庭でのルールづくりを継続して進めていく必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・いじめ対策委員会を設置し、教職員や生徒会、地域や保護者、関係機関との連携を図り、いじめの未然防止に努める。
・生活アンケートや各種調査（i-check、いじめ実態調査、SNS利用調査等）を行い、教育相談の取り組みと連携し、生徒の実態を把握し適切な対策を立てる。
・学級や生徒会を中心に生徒が主体的に活動をする場面を設定し、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを推進していく。

＜重点となる取組＞
・6月の「いじめについて考える週間」で、人権推進委員が中心になって「いじめや人権」について考える取り組みをする。
・SNS利用の実態調査を実施し、学校と家庭や外部機関と連携を図り、ネットいじめの未然防止に努める。

保護者・地域との連携

＜連携の内容＞
・本校の基本方針をPTA総会で説明したり、ホームページに掲載したりすることで保護者や地域の人の理解を深め、いじめ防止に関する意見交換の場を設定する。

・学校評議員やPTA役員との関係を深め、生徒の学校外での情報収集や問題点を把握し、いじめの早期発見に努める。

・保護者と協力してメールやSNS利用の実態や問題点を探り、関係機関と連携を図り、研修会等を開催する。

学校

いじめ対策委員会

＜対策委員会の役割＞
・基本方針や年間計画の作成や実施、取り組みの成果と課題の検証、相談窓口やいじめ対応の中核となる。

＜対策委員会の開催時期＞
・年3回開催する。

＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞
・職員会議で周知徹底する。緊急の場合は職員朝礼等で連絡する。

＜構成メンバー＞
・校外（学校運営協議会長・PTA会長・スクールカウンセラー）
・校内（校長・教頭・教務・生徒指導主事・学年担任・養護教諭）

全教職員

関係機関等との連携

＜連携機関名＞
・教育委員会（県・市）
＜連携の内容＞
・ネットパトロールによる監視、講演会や研修会開催時の講師派遣
＜学校側の窓口＞
・教頭

＜連携機関名＞
・新見警察署、刑部駐在所
＜連携の内容＞
・情報交換、研修会などの開催
・教育講演会や各種教室の開催
＜学校側の窓口＞
・生徒指導主事

学校が実施する取組

① いじめの防止

◎ネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成
・ネット上のいじめを防止するために、学年の実態に合わせた情報モラルに関する学活の授業を各学年において1時間実施する。
○一人ひとりを大切にし、認め合える集団づくりを基盤にした学級経営や授業実践　（居場所づくり）
・自分の「居場所」や仲間との「絆」を感じられて、「自己有用感」をもてる活動の一つとしてPBISを取り入れる。
・「学び合い学習」の継続と話し合い活動の充実を図る。
・授業規律の徹底やわかる授業の工夫を推進する。
○生徒会活動が主体となった取り組みの充実
・6月の「いじめについて考える週間」で生徒の問題意識を高め主体的に取り組む活動にしていく。
・12月の「人権集会」との関連を計り、年間を通した継続的な取り組みにしていく。
○保護者との連携や家庭支援
・PTA研修会を実施する。

② 早期発見

◎定期的なアンケート調査等の実施による実態把握
・年2回の教育相談と教育相談アンケートを実施
・全学年ともi-check（年2回5月・11月）の検査を実施
・メールやSNS利用に関する生徒並びに保護者へのアンケート実施
○相談体制の充実
・1年生については、全員を対象にスクールカウンセラーと相談時間をとる。
・定期の教育相談以外にも、スクールカウンセラーや担任外の教職員が対応できるようにする。
・保護者へも保護者懇談以外の日でも対応できるように呼びかける。
○情報共有
・生活ノートや健康観察、職員朝礼や職員会議での生徒情報の共通理解をする。
・ケース会議で情報交換をする機会をもつ。

③ いじめへの対処

◎教職員の組織的な対応と関係機関との連携
・いじめを確認した場合には、いじめ対策委員会を開催し早急に対応を考えると共に、必要な場合には教育委員会や警察等に相談をする。
・いじめが起きたときの対処の仕方を図示したフローチャートを作成する。
○いじめを受けた生徒への支援
・生徒の安全を最優先し、被害の状況を聞き、保護者へ連絡をして解決への協力をお願いする。
○いじめをした生徒への指導
・いじめの事実を確認するとともに、いじめは許されない行為であることを指導し、保護者に事実を伝え指導と解決に向けての協力をお願いする。
○いじめがあった学級や部では、いじめの事実といじめは許されない行為であることを指導し、全体の問題としてとらえ、どのように解決していくかをしっかり話し合う時間を設定する。
○事後指導
・指導後も生徒の様子を観察し、再発の防止に努める。